年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1.	今回(のあっ	せん	等(の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

福井国民年金 事案 244

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和17年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から46年3月まで

申立期間について、国民年金保険料が未納となっていることが分かった。国民年金の加入については、母親の勧めで加入し、納付してきた。

約 40 年前のことであり、納付した記憶はあるが、証拠になるような ものはない。

申立期間の国民年金保険料の納付記録について、未納となっていることに納得ができないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付済みであり、複数回に及ぶ国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人は、昭和 48 年2月7日に国民年金手帳記号番号の払出しを受け、20 歳に到達する 37 年*月*日に遡って資格を取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、46 年1月から同年3月までの国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、申立人に係る特殊台帳によって、申立期間直後の 46 年4月から 47 年3月までの保険料を遡って過年度納付していることが確認できることを踏まえると、納付意識の高い申立人が、46 年1月から同年3月までの保険料についても過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から 45 年 12 月までの期間について、払出日を前提に納付方法をみると、当該期間の保険料については、

徴収権の時効消滅により納付することはできず、特例納付(第2回又は第3回)によってのみ納付することが可能であるが、申立人からは、特例納付に関しての具体的な申立てはないほか、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、該当する記録が見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和 46 年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

福井国民年金 事案 245

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年3月

私がA社を退職後、B役場に勤務していた夫の友人が「奥さんの将来受け取る年金額が増えるので、国民年金に加入した方が良い。」と言って加入勧奨に来たため、夫が私の国民年金加入手続及び保険料の納付を行ってくれた。加入当初の1か月のみが未納であることに納得できないので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き保険料を全て納付済みである。

また、申立人は、「私の国民年金加入手続及び保険料の納付は、全て夫が行ってくれた。」と供述しているところ、申立人のオンライン記録を見ると、国民年金被保険者の種別変更の切替手続を適切に行っているほか、保険料納付済み期間 235 か月のうち 183 か月について付加保険料を納付しているなど、申立人の夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 45 年 8 月 10 日に払い 出され、同年 3 月 31 日に遡って国民年金被保険者資格を取得しており、 この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過 年度納付することが可能であるところ、納付意識の高い申立人の夫が、僅 か1か月の保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民 年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年11月1日から6年10月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年10月1日から12年3月21日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成6年10月から8年9月までは20万円、同年10月から10年9月までは22万円、同年10月から11年9月までは24万円、同年10月から12年2月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月1日から12年3月21日まで 平成3年11月にA社に入社し、平成12年3月に退職するまで継続して勤務していた。日本年金機構から送付された「ねんきん定期便」を見たところ、申立期間の標準報酬月額が、給与支給額よりも大幅に低い額になっていることが分かったので、実際の給与支給総額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の平成5年11月から6年3月までの標準報酬月額については、社会保険庁(当時)の記録によると、当初、19万円と記録されていた。

しかしながら、社会保険庁の記録では、平成6年4月1日付けで、申立 人を含む 14 人の標準報酬月額の記録が遡及して引き下げられており、申 立人の標準報酬月額は、9万8,000円に記録訂正されていることが確認で きる。

また、A社の事業主は、「申立期間当時、会社の経営状態が非常に悪く、 多額の社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の担当者から、標準報 酬月額を引き下げてはどうかと提案され、そのとおり実行した。」と証言 している。

これらを総合的に判断すると、平成6年4月1日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の5年11月から6年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要と認められる。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定(平成6年10月1日)で9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

平成6年10月から12年2月までの期間について、申立人名義の預金口座に係る普通預金異動明細表(平成5年4月から7年12月まで。)及び普通預金通帳の写し(平成8年1月から12年3月まで。)を見ると、申立期間のA社からの給与は、毎月、18万円前後の額が振り込まれていることが確認できる。一方、申立人のオンライン記録を見ると、平成6年10月1日から11年10月1日までの標準報酬月額は9万8,000円で決定されていることが確認できる。

また、平成6年10月の定時決定により標準報酬月額が20万円から9万8,000円に減額されている同僚(入社時期及び仕事内容は申立人と同じ。)から提出された給与明細書を見ると、同年10月から8年8月までの期間において、当該定時決定後の標準報酬月額(9万8,000円)に相当する保険料よりも高額の保険料が控除されていることが確認できるほか、平成5年1月の随時改定により標準報酬月額が41万円から9万8,000円に減額されている他の同僚(入社時期及び仕事内容は申立人とは異なる。)から提出された給与明細書を見ると、同年1月から12年3月までの期間において、当該随時改定後の標準報酬月額(9万8,000円)に相当する保険料よりも高額の保険料が控除されていることが確認できる。

このことに関し、事業主及び事務担当者(事業主の妻)は、「社会保険料の滞納が続いたために、従業員等について実際の報酬月額より低い報酬月額を届け出た。また、標準報酬月額引下げ後の保険料の控除については、通常の算定基礎届と同様に5月、6月及び7月の実際に支給した報酬月額の平均額に見合う標準報酬月額を算出し、当該標準報酬月額に相当する保険料を定時決定時から控除していた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても当該供述どおりの保険料の源泉控除が継続していたもの

と推認することができる。

一方、申立人は申立期間における給与明細書を所持していないため、報酬月額及び保険料控除額を確認することはできないものの、申立人の平成6年10月から12年2月までの標準報酬月額については、申立人の給与振込額、同僚が所持する給与明細書及び事務担当者の供述を基に以下のとおり推認される。

平成6年10月から8年9月までについては、申立人の6年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額16万8,921円は、5年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額16万2,900円よりも6,021円増額している。また、7年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額17万9,755円は、5年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額よりも1万6,855円増額している。

一方、入社時期及び仕事内容が申立人と同じである同僚の給与明細書を見ると、平成6年10月から8年8月(同年9月1日資格喪失。)までは22万円の標準報酬月額に相当する保険料が控除されており、従前の標準報酬月額(20万円)より1等級昇級していることが確認できるところ、事業主は、「入社時期と仕事内容が同じであれば、男女の区別なく同じように昇給させていた。」と供述していること、及び当該同僚の昇給の状況を踏まえて判断すると、当該期間の標準報酬月額は、19万円から1等級昇級の20万円と認められる。

平成8年10月から9年9月までについては、8年の算定基礎対象月の 給与振込額の平均額18万9,034円は、5年の算定基礎対象月の給与振込 額の平均額よりも2万6,134円増額しているところ、8年の算定基礎対象 月の報酬月額は、21万6,134円になると推認される。

また、上記の同僚は8年9月1日で資格喪失しているため同年 10 月以降の保険料控除額は確認できないものの、当該同僚の給与明細書を見ると、算定基礎対象月となる同年5月、6月及び7月の報酬月額の平均額は 23万6,937円であることが確認でき、当該同僚が同年9月以降も引き続き勤務していたとすれば、同年 10 月以降の保険料控除額に見合う標準報酬月額は従前の標準報酬月額 22万円から1等級昇級の 24万円になると考えられることから、申立人についても同様に、当該期間の標準報酬月額は、上記認定後の 20万円から1等級昇級の 22万円と認められる。

平成9年10月から10年9月までについては、9年の算定基礎対象月の 給与振込額の平均額18万5,549円は、5年の算定基礎対象月の給与振込 額の平均額よりも2万2,649円増額しているところ、9年の算定基礎対象 月の報酬月額は、21万2,649円になると推認され、当該期間の標準報酬月 額は、22万円と認められる。

平成 10 年 10 月から 11 年 9 月までについては、10 年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額 21 万 1,391 円は、5年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額よりも 4 万 8,491 円増額しているところ、10 年の算定基礎対

象月の報酬月額は、23万8,491円になると推認され、当該期間の標準報酬 月額は、24万円と認められる。

平成 11 年 10 月から 12 年 2 月までについては、11 年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額 18 万 6,128 円は、5年の算定基礎対象月の給与振込額の平均額よりも 2 万 3,228 円増額しているところ、11 年の算定基礎対象月の報酬月額は、21 万 3,228 円になると推認され、当該期間の標準報酬月額は、22 万円と認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が実際の報酬月額より低い報酬月額を届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、実際の報酬月額に見合う標準報酬月額に相当する保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(現在は、B)における資格取得日に係る記録を昭和24年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年8月1日から26年1月1日まで 私は、昭和20年10月1日から62年8月31日までC及びAに継続し て勤務したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が26年1月1日と なっていることに納得できない。

年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、Cは、申立期間当時、厚生年金保険の適用が無く、Aについては、厚生年金保険の適用が昭和 24 年8月1日からであることが分かった。また、私が記憶している多くの同僚は、厚生年金保険の適用となった昭和 24 年8月1日から、厚生年金保険に加入しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述及びBから提出された退職金支給決定(伺い)から、申立人は、申立期間において、Aに継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、昭和 25 年 10 月頃に撮影したとする同Aの事務所落成式の写真を保管しており、当該写真に写っている 30 人のうち、15 人の氏名等を記憶しているところ、同Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該 15 人は、同Aが厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和 24 年 8 月 1 日)において、厚生年金保険被保険者の資格を取得し

ていることが確認できる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、上記の同僚 15 人の職種について、「D職、E・F職、G職及びH職等である。」旨供述していることを踏まえると、事業主は、同Aが社会保険の適用事業所となった日に在職していた者について、当該日において一斉に厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

加えて、複数の同僚は、申立期間当時の同Aにおける従業員数は約 20 人程度であったと供述しているところ、上記の被保険者名簿を見ると、同 Aが厚生年金保険の適用事業所となった昭和 24 年8月1日時点において 厚生年金保険被保険者数は、19人であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の同Aに係る健康保 険厚生年金保険被保険者名簿における同僚の資格取得時の記録から、 4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断 せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

福井国民年金 事案 246

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和28年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から61年3月まで

申立期間当時、同居していた母親が国民年金保険料を私の分と一緒に納付してくれていたが、ねんきん特別便を見たところ、申立期間が未納とされており、納めたはずの国民年金保険料の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずであると申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月1日に 払い出されており、20歳に到達する48年*月*日に遡って資格を取得した ことが確認でき、この払出日を前提に保険料の納付方法をみると、48年4 月から59年3月までの期間については徴収権の時効消滅により納付するこ とはできない上、59年4月から61年3月までの期間については過年度納付 することは可能であるものの、保険料を納付したとする母親は既に死亡し ているほか、申立人は、保険料の納付に直接関与していないことから、過 年度保険料の納付方法に関して具体的な供述は得られない。

また、申立人は、「母が私の国民年金の加入手続を行おうとした際に、 母自身が国民年金に未加入であることが分かり加入手続を行った上で保険 料を納付しているので、私の加入手続を行っていないとは考えられな い。」と供述しているが、母親の国民年金手帳記号番号の払出日は昭和51 年4月8日で、申立人の払出日とは約10年掛け離れており、申立内容と相 違する。 さらに、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている申立人の前後の被保険者のオンライン記録を見ると、全員が20歳に遡り資格を取得していることが確認できる上、当該手帳記号番号順に資格取得年月日も並んで記載されていることから、A市が60歳までに年金受給権を満たすことが可能となる年齢の到達前において、当該該当者の国民年金被保険者資格を職権で適用した状況がうかがえるところ、A市及び日本年金機構A事務センターは、「職権適用されたものと考えられる。」旨回答している。

加えて、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこと を示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険 料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年11月頃から41年4月1日まで 私は、昭和39年11月頃にA社に入社し、41年12月末まで同社に継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚等の供述から、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の雇用保険の資格取得日及び厚生年金保険の資格取得日は一致しており、申立人が実際に同社に勤務し始めた日を特定することができない。

また、同社は、平成9年 10 月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の適用について照会することができないとともに、同僚等からも申立期間における保険料控除についての供述を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間中において、夫が加入していた政府管掌健康保険の被扶養配偶者として認定されている上、当該被扶養配偶者の最初の認定は、申立人が同社に入社したとする昭和 39 年 11 月と同月であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事 業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年9月30日から同年10月1日まで

私の年金記録を年金事務所で確認したところ、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が平成6年9月30日となっており、年金記録に1か月の空白期間があることが分かった。

平成6年8月9日付けで同社に正社員として採用され、同年9月30日まで継続して勤務した。また、保管している平成6年8月及び同年9月の給料支払明細書を見ると、当該月の厚生年金保険料がそれぞれ控除されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書を見ると、申立人が当該事業所を 退職し、被保険者資格を喪失した平成6年9月に係る厚生年金保険料が給 与から控除されていることが確認できる。

しかし、申立人の雇用保険の被保険者期間は、平成6年8月9日から同年9月29日までとなっており、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者期間と一致しており、ほかに申立人が同年9月30日まで勤務していたことを確認又は推認できる資料及び証言は無い。

また、オンライン記録において、申立人の厚生年金保険被保険者の資格 喪失日の前後3年間に資格を喪失した10人のうち、資格喪失日が月の途 中となっている者3人に対して、同社における退職日と厚生年金保険被保 険者の資格喪失日について照会したところ、回答が得られた2人のいずれ もが「当該事業所を退職した日の翌日が厚生年金保険被保険者の資格喪失 日となっている。」旨回答している。

さらに、上記 10 人のうち、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が月の途中である者4人について雇用保険の被保険者情報により離職日を確認したところ、いずれの者も、当該離職日の翌日が厚生年金保険被保険者の資格喪失日となっていることが確認できることから、事業主は、申立人についても退職日(平成6年9月29日)の翌日(平成6年9月30日)を厚生年金保険被保険者の資格喪失日として社会保険事務所(当時)に届け出ている状況がうかがえる。

一方、厚生年金保険法第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、前述のとおり、平成6年9月 30 日であり、申立人の主張する同年9月は、厚生年金保険法の被保険者期間とならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めること はできない。